

住宅・建築物における木材利用の促進

- 2050年カーボンニュートラルの実現や森林資源の持続的な利用、林業・木材産業の発展を通じた地域経済の活性化の観点から、**住宅・建築物**において、**二酸化炭素の排出抑制や炭素の長期貯蔵等に資する木材の利用を推進することが必要**。
- このため、**建築基準の合理化**や**評価の枠組みの整備**、**木造建築物等の普及に向けた環境整備**に取り組むことにより、木造の割合が比較的低い中大規模建築物等をはじめとした住宅・建築物における木材利用を促進。

法律や政府計画における位置づけ

■都市(まち)の木造化推進法(概要) (H23法律第36号。R3改正)

公共建築物における木材利用に加え、民間建築物も含め、**木造建築物の設計・施工に係る先進技術の普及や人材の育成、情報提供、建築物木材利用促進協定の締結**など建築物における木材利用の促進に関する措置等を規定。

■住生活基本計画(全国計画) (R8.3.27閣議決定) (抜粋)

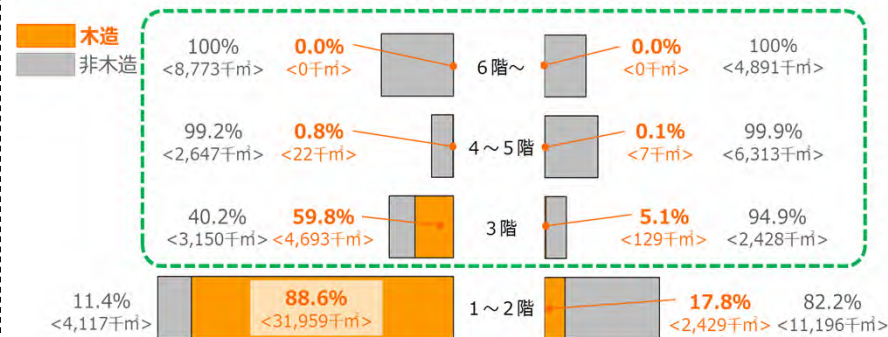
- 炭素貯蔵等に資する**中大規模共同住宅の木造化をはじめとした住宅分野における木材利用の促進**

■森林・林業基本計画 (R8.6.5閣議決定) (抜粋)

木造住宅における横架材など国産材比率の低い部材での国産材の利用や、**非住宅・中高層建築物等の木造化・木質化を促進**する

【木材利用量の目標】建築用材等：23百万m³(R12)、26百万m³(R17) ※R6実績 18百万m³

【住宅(左)・非住宅(右)の木造化率】



※R7着工統計(床面積)より

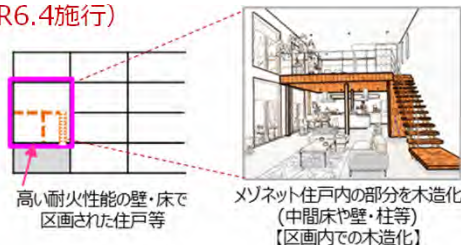
※住宅には「居住専用建築物」「居住専用準住宅」「居住産業併用建築物」を含む

建築基準の合理化

○構造・防火関係の基準の合理化

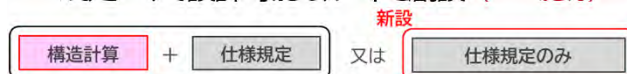
【防火関係の基準の合理化例】

- 防火上他と区画された範囲の木造化を可能に (R6.4施行)



【構造関係の基準の合理化例】

- 小規模なCLTパネル工法建築物について、仕様規定のみで設計可能なルートを創設 (R7.4施行)



※ 小規模建築物の場合 (2階建て以下、300m²以下)

評価の枠組みの整備

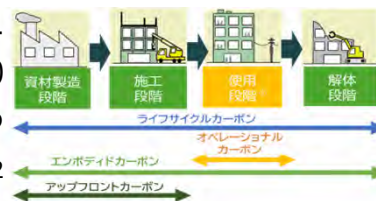
○非住宅建築物の耐久性に係る評価のためのガイドラインの作成・普及

- 木造の非住宅建築物の耐久性に係る評価の基準・枠組みを整備
- 建築主、設計者、金融機関も含め、広くその周知と活用を促進

●建築物のライフサイクルカーボン評価制度

【木材活用による脱炭素の例】

- ライフサイクルカーボンの比較により木造を採用することで製造時CO₂排出を削減



普及に向けた環境整備

○設計・施工の担い手の育成等

- 中大規模木造建築物の設計講習会の開催
- 普及加速化に向けた構法解説集の作成
- その他設計者・施工者・建築主への情報提供

○建築物木材利用促進協定による民間事業者による取組促進

○中大規模木造建築物の普及に資する優良なプロジェクトに対する支援

